

コロナウイルス（オミクロン株）の感染拡大に伴う対策会議（全国こども福祉センター）

- ①会議日：2022年2月5日20時～21時 ②参加者：理事2名、監事1名、活動メンバー5名
③場所：名古屋事務所（中村区則武1-16-8）内 ④方法：zoom&対面（ハイブリット）

1. 活動全般について

- ・熱がある、のどが痛いなど体調がすぐれない場合、しっかりと休むこと。
- ・全国こども福祉センターは、社会制度の狭間にある人びとを支え、子ども若者の集う場を守るため、感染対策に十分留意しながら活動を継続する。
- ・活動は、ボランティアの意思に委ねること。
- ・緊急宣言発令時など、感染状況を鑑みて、活動するか否かの判断を行う。
- ・上記の場合、アウトリーチカフェなどオンラインで実施可能な活動を切り替えること。
対面・オンライン活動ともに、ボランティアの無理のない範囲で活動すること。
- ・感染対策を徹底した上で実施すること（3密回避の徹底等）
- ・ボランティア参加者は従来通り、参加者名簿に電話番号・氏名を正確に記入すること。
- ・活動中に食事等をとる場合は、とくに留意する（黙食する）こと。
- ・ボランティア同士の距離を保つ、直接触れる、物の貸し借りは控えること。
- ・感染した場合、陽性の場合は、回復するまで活動を休むこと。

2. 連絡方法について

- ・活動中に接触した者がいる場合、速やかに代表者と接触者に個別で連絡をすること。
- ・グループラインは出席連絡やミーティングURLを掲載する以外の目的で使用しない。
- ・重要事項や添付資料については「ノート機能」を使用すること。
- ・緊急時には、臨時ミーティングを開催する。
- ・本活動は、成人によるサポートも必要であるため、「支援部」を設置する。

3. 支援部と定例ミーティングの設置

- ・「支援部」は、活動理念に賛同している成人①、かつマンスリーサポーター会員②で構成する。
（①誓約書サイン+②前月、当月分の振り込みが確認された成人以上のメンバーで構成する）
- ・定例ミーティングは、**毎月第1土曜日20時～**実施する（固定）。
- ・定例ミーティングは10代活動メンバーと支援部で構成される
（2022年4月1日 民法改正後は10代→18歳+支援部までとする）。
- ・22歳に満たなく、経済的事情がある場合は、活動準備（16時半～）を月2回以上行うことで、支援部と同等のミーティング参加資格を得ることができる。
- ・定例ミーティングでは、寄付者の確認や収支報告、活動報告など運営の状況について確認を行う。
- ・コロナウイルス対策や具体的な対応についても、定例ミーティングの議題とする。
- ・定例、緊急時に行われる各ミーティングでの決定事項のもと、活動を行う。

上記規定は、2022年2月6日より適用する。